

各中・義務教育学校長 様

京都府中学校体育連盟
会 長 杉本 清彦

第78回 京都府中学校総合体育大会実施要項 スキーの部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会 (公財)京都府スポーツ協会
2 主 管 京都府スキー連盟
3 後 援 京都新聞
4 日 時 令和8年1月4日(日)～6日(火)

競技日程	1月2日	15:00	中体連・高体連	合同組織委員会
	1月4日	16:00	役員会	(野沢アリーナ) TCM・開会式 諸注意・プログラム・ビブ配布
	1月5日	9:00	アルペン	大回転(女子・男子)(コース未定)
		10:30	クロス	クラシカル(女子3km・男子5km)
	1月6日	9:00	アルペン	回転(女子・男子)(コース未定)
		10:30	クロス	フリー(女子3km・男子5km)

※競技終了1時間をめどに日影センター前で諸連絡を行う。

- 5 会 場 野沢温泉スキー場 (長野県下高井郡野沢温泉)
大会本部 「お宿 友八」 電話 0269-85-2491
令和8年1月3日(土)15時より
ビブ管理 「ロッジ 内伴」 電話 0269-85-2296
- 6 参加資格 (1) 京都府中学校体育連盟に加入し、各ブロック大会で出場権を得た個人。
「年齢は、平成22年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月20日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること」
(その後、府中体連より日本中体連に報告する。)
- (2) 参加資格の特例
ア 学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。
「別記1」参照
イ 在籍校に希望する部活動がない場合に救済措置として「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」により拠点校部活動の大会参加を認める。
・「別記3・京都府中学校総合体育大会における拠点校縫活動の参加規定」参照
- (3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 外部指導者(コーチ等)
- (1) 原則として外部指導者(コーチ等)は大会に参加できる。
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。
この場合の外部指導者(コーチ等)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。
- ア参加規定
当該校長が人格・指導面において適任者と認めた20歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。

また、各専門部の「外部指導者（コーチ等）規定」に準じ、指導任務を行うことができる。
イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者（コーチ等）の審判を認める。

ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については校長が認めた者とする。

(2) 引率者の特例

個人種目の参加について、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。

「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」参照

- (3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。

「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 競技規定

- (1) 大会は各競技別、男女別学校対抗とする。

- (2) この大会は以下の大会の予選会を兼ねる。

第74回近畿中学校総合体育大会スキー競技の部（滋賀県函館山）京都府予選会

第63回全国中学校スキー大会（AP…野沢温泉スキー場）

（XC…野沢温泉スキー場）

} 京都府予選会

10 表彰

- (1) 学校対抗 男・女 1～3位まで賞状を授与する。

- (2) 個人 3位まで賞状を授与する。

11 申し込み

- (1) 期 限 令和7年10月31日（金）17時まで

- (2) 申 込 先 〒610-1123 京都市西京区大原野上里南ノ町18

京都市立大原野中学校「京都府中学校スキー大会」 矢野 美歩 宛

TEL 075-333-3207

- (3) 書 式 「第78回京都府中学校総合体育大会スキー競技の部」

- (4) 申し込み 各学校単位で一括してまとめて申し込むこと。

ジャンプ競技も回転、大回転・距離競技と同じように申し込むこと。

（電話・FAX・メールでの申し込みは一切受理しない）

12 抽 選

- (1) 本申込後グループ抽選のため、申し込みの際に種目ごとの校内ランキングを記入のこと。

- (2) 抽選は令和7年11月8日（土）専門委員会で行います。

13 近畿・全国大会

この大会は以下の大会の予選会を兼ねる。

*第74回近畿中学校総合体育大会スキー競技の部

（滋賀県函館山スキー場）令和8年1月18日（日）～19日（月）

予選大回転競技・距離競技 男女各上位15名を選考する。

*第63回全国中学校スキー大会

令和8年2月3日（火）～6日（金）

現地集合は 1月31日（土） 16:00

アルペン（長野県野沢温泉スキー場）大回転男子4名女子4名・回転男女各4名。

予選アルペン2種目において2位までの選手のみ2種目出場とする。他は1種目とする。ただし、出場者が満たないときはスキー専門部が推薦し、2種目出場の場合もある。

クロスカントリー（長野県野沢温泉スキー場）男女各6名選考する。

近畿大会出場資格 本大会GS種目において15位までを京都府の代表として出場資格を与える。

本大会フリー種目において6位までを京都府の代表として出場資格を与える。

全国大会出場資格 本大会各種目において4人までを京都府代表として出場資格を与える。

14 その他

（1）競技・施設等の特性を踏まえ、必要に応じて基本的な感染症対策を講じる。

（2）大会開催の可否については、令和8年1月3日（土）正午現在の積雪状況で決定し、大会中止（変更）の場合は大会本部に掲示します。（15時以降）

問い合わせ先 矢野 美歩（本部 0269-85-2491）

（3）競技中の事故について、応急処置はするがそれ以外の責任は負わないものとする。

特に、アルペン競技出場者は対人補償を伴うスキー保険、スポーツ傷害保険、またはこれに準じる保険に加入していることが望ましい。

（4）宿舎の手配は年末年始で混みますので、各自で早めにして下さい。

（5）引率者・コーチは大会役員として運営に協力して頂きますので、役員会には必ず出席してください。宜しくお願い致します。（スキー板をはいての役員をお願いすることがあります。）

大会役員には競技日令和8年1月5日（月）・6日（火）のリフト券を支給します。

（6）特別警報が発表された場合にはすべての競技は直ちに中止する。

（7）大雪警報・暴風雪警報等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、大ブロック会長、地元スキースクール・パトロールと協議したうえで京都府中体連本部が行う。

（8）詳細についての問い合わせは、矢野まで（京都市立大原野中学校）

会場アクセス及び開会式地図



令和8年1月4日（日）16:00～

場所 野沢温泉アリーナ

向林駐車場の向いにあります。また、府選手権 SL 競技の TCM(1/3(土) 16:00～も同じ場所で開催予定です。



「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

《学校教育法第134条校在籍生徒》

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び、長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること
また、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと

《地域クラブ活動に所属する中学生》

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下、「京都府総体」と言う。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ① 京都府総体の参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
 - カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - ② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率するこ

と。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。

オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は令和5年4月1日より適用する。（令和5年1月30日理事会にて承認）

※2 この特例は競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は今後も検討を続けていく。

※4 （2）②イ（引率細則は適用する）削除（令和5年5月2日一部改正）

※5 地域クラブ活動に名称を統一（令和6年5月1日）

・「別記３・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動チーム参加規定」

この規定は、京都府中学校総合体育大会（以下、京都府総体という）における拠点校部活動（以下、拠点校という）の参加について規定するものである。拠点校とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済措置としての活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

- 1 参加者は開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること
- 2 拠点校を編成する関係校全てが京都府中学校体育連盟（以下、京都府中体連という）に加盟していること
- 3 拠点校としての大会参加が、各地区・ブロック中体連・専門部に承認され、京都府総体予選としてのブロック大会から、拠点校として参加していること。また、原則として同一市町村内による拠点校とする。
- 4 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。
- 5 参加申込手続きは、該当拠点となる学校が行うこと。
- 6 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の２週間前までに拠点となる学校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等を添付すること。
- 7 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する
- 8 各地区・ブロック中体連については、「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておく。
- 9 今後、実施していく過程で生じる諸問題については、趣旨を踏まえて対処するとともに、各地区・ブロック中体連の実態に応じて、京都府中体連として検討していく。
- 10 本参加規定は、令和５年５月２日より施行する。

「引率者・監督」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

1 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- ① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- ② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

4 引率上の留意点及び大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

- (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
- (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
- (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
- (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
- (f) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。

② 大会会場における留意点等

引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。

- (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
- (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。

6 平成15年5月20日より実施する。

平成26年5月2日一部改正

令和4年5月2日一部改正（主旨文言）

令和5年5月2日一部改正（名称・主旨・全項目文言修正）

・「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。

★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする。

- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期 間

- (1) 違反行為 1 回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。（1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。）

- (2) 違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。